

2026年6月4日

株主各位

大阪府大阪市西区西本町一丁目15番10号
辰野西本町ビル14F
フローバル株式会社
代表取締役社長 小林 勇

株式分割に関する基準日設定公告

当社は、2026年6月4日（木）開催の取締役会において、2026年7月1日（水）を効力発生日として、当社普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を行うことを決議いたしました。つきましては、2026年6月30日（火）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する当社普通株式1株につき3株の割合をもって分割いたしますので、公告いたします。

なお、本株式分割は、2026年6月26日（金）開催予定の第91期定時株主総会において、発行可能株式総数の変更に係る定款一部変更議案が承認可決されることを条件として実施いたします。

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社

同事務取扱場所 大阪府大阪市中央区伏見町三丁目6番3号
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

以上